政令

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年九月一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百四十一号

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項及び第百二十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表千葉駅周辺地域の項の次に次のように加える。

松戸駅周辺地域	松戸市の区域のうち、市道六地区二百五十四号と新京成電鉄新京成線との交会点を起点とし、順次同鉄道、主要幹線一級市道二十七号、主要幹線一級市道三十一号、市道六地区四百二十一号、県道松戸野田線、松戸千葉線、松戸千葉線、松戸千葉線、岩瀬四百七十三番十一及び岩瀬四百七十三番十二との境界